



# “ふじのくに” 静岡県のみちづくり ～技術基準等の条例化と道路技術審議会の設置～

静岡県 交通基盤部 道路局 道路企画課

## 1 はじめに

静岡県は約372万人の人口を有し、本州の中央、太平洋に面した東西155km、南北118km、面積7,780m<sup>2</sup>の県土は、国土の約2%、全国13番目の広さとなっています。また、相模灘、駿河湾、遠州灘に沿った約500kmの海岸線や、富士山、南アルプスに連なる3,000m級の山々、肥沃な大地を生み出す大河川、豊かな森林や湖など、本県における多彩な自然は、我が国の風土の縮図となっています。

温暖な気候と東西交通の要衝という恵まれた環境の中で、先人たちの創意工夫によって、お茶やみかん、花き類をはじめ、野菜から畜産にわたる多彩な農芸品が県内各地で生産されています。また、自動車・オートバイや楽器、紙パルプに代表される第二次産業の割合が比較的高く、全国でもトップクラスのモノづくり県となっています。

世界文化遺産への登録により、我が国だけでなく世界中から注目を集める富士山を筆頭に、世界ジオパーク認定を目指す伊豆半島や、日本平、奥大井、浜名湖など、多くの観光地を有する本県には、3,000件を超える旅館施設が存在し、その数は全国第1位となっています。これ以外にも、日照時間の長さや女性の健康寿命など244の項目で日本一を誇っています。

このように、高いポテンシャルを持つ本県においては、新東名高速道路をはじめとする高規格幹線道路や、駿河湾港として一体的に機能強化を進める港湾、開港4年を迎えた富士山静岡空港などを基軸とした陸・海・空の力強い交通ネットワークの強化が、現在も着実に進められています。なかでも、昨年4月に県内162kmにわたって開通した新東名高速道路は、東西交通の根幹を担う大動脈となり、沿線地域にも新たな賑わいを創出するなど、“東海道新時代の幕開け”として、本県が将来にわたり持続的に成長していくための重要な基盤と期待されています。

県民の暮らしと産業活動を支える“みちづくり”に係る本県の取組を、以下に御紹介します。



[静岡県の豊かな自然]



[新東名高速道路と富士山]

## 2 ふじのくにの“みちづくり”計画

東日本大震災や老朽化した道路施設の崩壊、高齢者や児童らを巻き込む悲惨な交通事故は、人々の生命と財産を守るという道路の役割を強く印象付けました。本県においても、新東名高速道路の開通を契機に、人やモノ、情報の流れが大きく変貌し、富士山の世界文化遺産登録への取組を通じて環境や景観等に対する県民意識が高まりを見せるなど、道路を取り巻く情勢は大きく変化しています。

また、本県は、新東名高速道路が通過する内陸部の資源を生かした新たな地域づくりと、臨海都市部の再生、さらには両地域を結ぶ連携軸の形成を併せて進め、災害に強い魅力ある先進地域を築く「内陸のフロンティアを拓く取組」を推進しています。

こうしたことから、現在、今後概ね10年間の道路ビジョンと、5年間の道路重点計画からなる新たな道路整備計画として、「ふじのくにの“みちづくり”」を策定しているところです。



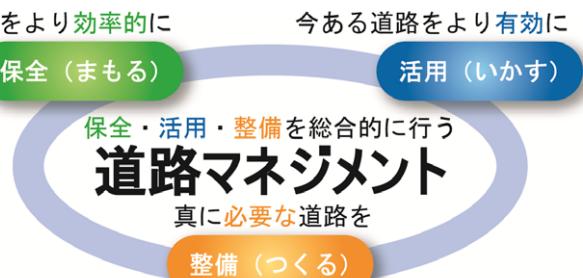
[ふじのくにの“みちづくり”的背景]

計画案の特徴は、次のとおりです。

- ① 「東海道新時代を拓く“みちづくり”的推進」を基本理念に位置付け
- ② 「安全・安心」の取組を強化し、新たに「命と暮らしを守る」を基本目標に設定
- ③ 維持更新費用の増大を見据え、整備だけでなく保全、活用を総合的に行う「道路マネジメント」を積極的に推進
- ④ 従前計画の評価指標の達成度を踏まえ、新たに13の評価指標、成果目標を設定
- ⑤ 有識者や県民、県内市町の首長等との意見交換を行い、地域の声を反映
- ⑥ 政令市(静岡市、浜松市)と道路ビジョンを共有

この計画案については、本年6月にパブリックコメント実施し、その後、最終的なとりまとめを行います。

策定後は、広く公表し、県民や関係団体等に対して、道路の重要性を効果的にアピールするとともに、当計画に沿って“みちづくり”を進めることにより、「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」の実現に努めていきます。



[道路マネジメントの取組]

### 3 技術的基準等の条例化と道路技術審議会

平成 23 年度に地域主権一括法が成立し、これに伴って道路法が改正されました。これにより、従来、国が定めていた道路の構造等の各種基準を、各地方自治体が個別に条例で定めることとなり、地方がより適切で柔軟に基準を定めていくことが可能になりました。

静岡県においても、道路構造の基準を独自に定めることが、地域の実情や時代のニーズに的確に対応していく上で大変効果的であるとの認識に立ち、速やかな条例制定に向けて作業を進めてきました。

これにより、平成 24 年 4 月、地域主権一括法の施行に合わせて、県条例を施行するに至りました。この条例においては、本県独自の基準を定めるとともに、基準の運用や改正に当たっては、様々な分野の有識者から意見を聞き、幅広い知識や経験を基に調査審議していただくため、「静岡県道路技術審議会」を置くことを全国に先駆けて盛り込みました。

#### (1) 静岡県条例制定の経緯と基準の内容

静岡県では、第 1 次一括法案の国会提出を受け、庁内関係部局の担当者レベルで構成するワーキンググループを平成 22 年度に組織し、地域の実情に照らした県独自の基準等について幅広い検討に着手しました。庁内で検討を進めるのに並行して、県内の政令市や市町等との意見交換も行いました。

平成 23 年度には、条例原案を固め、県民意見募集（パブリックコメント）手続きを平成 23 年 12 月から平成 24 年 1 月にかけて実施しました。その後、頂いた御意見を踏まえた条例案をとりまとめ、県議会平成 24 年 2 月定例会に上程し、平成 24 年 3 月 23 日に可決、「静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成 24 年県条例第 26 号）」が公布されました。

条例と合わせて、基準の詳細を定める規則が必要となることから、規則案についても県民意見募集を平成 24 年 2 月に実施し、同年 3 月 30 日に以下の 4 つの規則を定めました。

「静岡県が管理する県道の構造の技術的基準を定める規則」

「静岡県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める規則」

「静岡県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める規則」

「静岡県道路技術審議会規則」

条例、各規則とともに、平成 24 年 4 月 1 日より施行しています。

#### 本条例（総則、各種基準の原則と規則への委任、審議会の位置付け）

静岡県が管理する県道の構造の技術的基準を定める規則

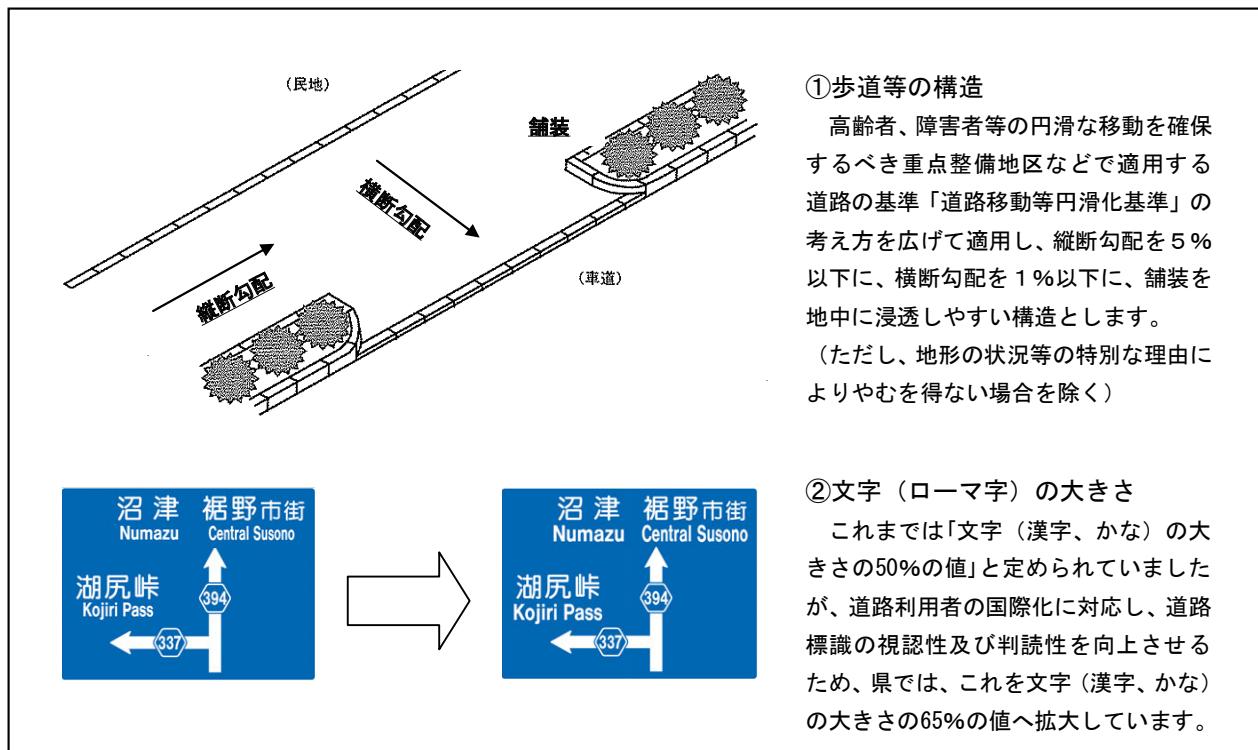
静岡県が管理する県道に設ける道路標識の寸法に関する規則

静岡県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める規則

静岡県道路技術審議会規則

[静岡県の道路に関する各種基準の条例と規則の構成]

静岡県の定めた基準においては、以下の点が県独自の基準となっています。



#### ①歩道等の構造

高齢者、障害者等の円滑な移動を確保するべき重点整備地区などで適用する道路の基準「道路移動等円滑化基準」の考え方を広げて適用し、縦断勾配を5%以下に、横断勾配を1%以下に、舗装を地中に浸透しやすい構造とします。

(ただし、地形の状況等の特別な理由によりやむを得ない場合を除く)

#### ②文字（ローマ字）の大きさ

これまで「文字（漢字、かな）の大きさの50%の値」と定められていましたが、道路利用者の国際化に対応し、道路標識の視認性及び判読性を向上させるため、県では、これを文字（漢字、かな）の大きさの65%の値へ拡大しています。

[本県における独自基準の内容]

## (2) 静岡県道路技術審議会の設置

静岡県では、道路構造等に関する独自基準と合わせて、前述のとおり「静岡県道路技術審議会」を設置しています。当時、条例の検討段階で有識者委員会を設置した地方自治体も多数見受けられましたが、地方自治法第202条の3に規定する常設の附属機関としての「審議会」の設置事例はなく、本県の取組が全国自治体における先駆けとなりました。

### 【静岡県道路技術審議会の概要】

#### ○ 根拠法令

- 静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例<sup>(\*)</sup>（平成24年静岡県条例第26号）第6・7条
- 静岡県道路技術審議会規則（平成24年静岡県規則第31号）

(\*)：県道の構造の技術的基準等（条例より抜粋）

県道の構造の技術的基準、県道に設ける道路標識の寸法、県道である自動車専用道路を道路等と交差させようとする場合で立体交差とすることを要しない場合及び移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準

#### ○ 審議会の権限（条例第7条）

- ア 知事の諮問に応じ、県道の構造の技術的基準等について調査審議する。
- イ 県道の構造の技術的基準等及びこれに関し必要と認める事項について、知事に意見を述べることができる。

#### ○ 組織構成

- 委員数 19人（定数20人以内）
- 任期 2年

## ○ 委員構成

条例及び規則に基づき、5分野（学識経験のある者、市町の長、県議会議員、関係行政機関の職員及び知事が必要と認める者）から構成

### 【開催実績】

静岡県では、委員19名を平成24年10月に選任の上、これまでに審議会を2回開催しています。平成24年10月に開催した第1回審議会においては、条例制定の経緯と本県の取組状況、全国自治体の動向とともに、本県の“みちづくり”に関する考え方を説明し、活発な意見交換が行われました。

また、平成25年2月に開催した第2回審議会においては、新たな道路整備計画「ふじのくにの“みちづくり”」の素案を提示し、各委員から御意見を頂くとともに、実際に県内の道路事情を御覧いただきるために現場視察を行いました。



[道路技術審議会の様子]

## 4 ITSの有効活用に向けた取組

ITS（高度道路情報システム）は、最先端の情報通信技術を用いて、道路交通が抱える事故や渋滞、環境対策など、様々な課題を解決するものとして大いに期待されています。

静岡県では、誰でも、どこでも快適に移動できる社会の実現に向け、関連した取組や最新技術の情報を共有し連携して推進を図るため、学識経験者や関係機関等からなる「ふじのくに静岡ITS推進協議会」を、平成25年3月に設立しました。

これまでに、セミナーの開催や先進技術視察を行い、今後はITS世界会議への参加も計画しています。この協議会を通じて、新東名高速道路の一層の利活用促進や、観光振興・産業の活性化、及び内陸フロンティア構想の実現などを支援し、安全・安心で魅力ある“ふじのくに”づくりに努めています。



[ふじのくに静岡ITS推進協議会の様子]

## 5 おわりに

静岡県は、県内の各市町に先駆け、地域主権一括法の施行に合わせて条例を制定し、先導的な役割を果たすとともに、市町の相談に応じて情報提供や助言を積極的に行ってきました。

道路構造に関する技術的基準を地域が独自に定めるという、これまでにない取組ではありましたが、地域主権改革の流れの中で、旧態依然の考え方を排除し、地域が自ら考え、自ら取り組むことの重要性を、この作業を通じて改めて認識したところです。

画一的な基準にとらわれない、地域の実情に応じたきめ細やかな対応は、道路構造基準に限らず、道路維持や道路管理の面でも求められています。静岡県では、道路技術審議会や、ふじのくに静岡ITS推進協議会等を大いに活用しながら、時代の変化を見据え、地域のニーズに即した“ふじのくに”静岡県のみちづくりを進めていきたいと考えています。